

第6回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成24年8月27日（月） 午後2時～午後4時15分

場 所 京都JA会館 505会議室（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

大橋 亓志栄（京都市民生児童委員連盟理事）

岡山 佳代子（上下水道サポーター）

奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）

小林 由香（税理士）

◎ 藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））

松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）

○ 水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））

安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

◎ 委員長，○ 副委員長

2 京都市

公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長

事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 委員長あいさつ

委 員 長： 前回の委員会では、料金表の基本要素となる4つの検討項目について審議を行った。今回は、残る4つ、地下水利用専用水道、料金の支払方法、加入金、資産維持費に関する審議を進めるとともに、8つの項目全体を改めて見渡したうえでのご意見も頂きたいと思う。

(2) 会議の公開等について

委 員 長： 本日の会議は公開とする。

委 員 長： 前回の議事録が資料2として席上配付されているので、それに基づいて前回の審議内容を振り返る。

第5回委員会の審議では、4つの検討項目について、大まかな方向性を出すことができたと考えている。

「基本料金」については従来、固定費の配分を少なくする、基本水量を付与するなど、色々な調整が加えられてきたが、社会状況や水道水の利用実態が大きく変化する中で、このような調整を少し緩める方向で、制度整備を考える。つまり、今よりも基本料金を厚くする、料金全体に占める基本料金の割合を大きくすることが妥当である。

「通増度」については、基本料金に比べて割合が小さくなる従量料金の中で、他都市平均との比較も勘案しながら、水道の通増度を緩めていくことが望ましい。

「基本水量」に関しては、近年の水道水の使われ方を勘案し、中長期的には廃止を視野に入れつつ、現実的な対応として一定の引下げを行うことが妥当である。

「水量区画」については、これも近年の水道水の使われ方などを踏まえ、利用者に親切で、社会的資源の配分の観点から望ましいものとして、小水量でのより細かい分割、大水量での統合を図ることが望ましい。

以上のようなことであったと思う。

2 審 議

上下水道料金制度について

委 員 長： 本日は、検討項目の残り4つ、「地下水利用専用水道」、「料金の支払方法」、「加入金」、「資産維持費」について検討することを予定している。

また、併せて、前回分も含めた8つの検討項目について、改めて、全体を見渡したうえでの御意見も頂きながら、予定では最終回となる次回の委員会で検討する「意見書（案）」に盛り込んでいく内容の整理などを進めていきたい。

それでは、資料について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料の説明（資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料））

委 員 長： ただいま事務局から、本日の審議の対象である4項目についての資料の説明が

あった。この4項目は、順番に一つ一つを、個別に採り上げて検討するのではなく、1つの項目を検討する中で、関係する別の項目についても考える、という形で進めていく。また、前回の4項目も含めて、全体としての料金体系の視点からも御意見を頂きたい。

それでは、資料に関する質疑も含めて、御意見を願います。

委員： 地下水利用専用水道については、日本水道協会としても非常に大きな問題と認識している。資料3の市民意見募集結果において、半数近くの方が「今のままでよい」という御意見であるが、「そうではない」と声を大にして言いたい。

地下水問題が水道事業に与える影響は色々ある。一つは、混合給水の場合の停滞水の発生が挙げられる。また、地下水そのものに問題が生じたり、揚水機器メンテナンスなどで、急激にバックアップ用の水道水を使うと、配水管の圧力の急激な変化による赤水の発生が懸念され、実際に苦労したという事例も聞いている。このほか、地下水利用を原因とする地盤沈下の問題もある。

さらに、地下水利用専用水道の利用で水道水の使用が減り、その減収分が一般利用者に負担のしわ寄せとなって現れるという、公平性の問題も挙げられる。

最近の全国調査では、病院での地下水利用専用水道の利用が一番増えており、直近のデータでは地下水利用専用水道に転換した件数の33.3パーセントが病院という結果である。これは、災害時に備えて病院が水道の2系統化を進めているものと推測されるが、その要因として、膜処理浄水技術の向上によるイニシャルコスト、ランニングコストの低下と、これまで議論してきた逡増度なども影響していると考えられる。

この問題は、毎年秋に開催している日本水道協会の全国総会で、平成15年から引き続き、会員提出問題で出されており、全国の水道事業体の大きな関心事として、国に要望を行っている。また、大都市水道事業体における会議においても、毎年議論されている。

委員： 水道法では水道事業者に供給義務があるが、使用者には使用義務がない。企業側の視点は、現行の料金体系・料金制度の下で、どうすれば経営コストが削減できるかに尽きるのである。地下水利用専用水道の設置に際して初期投資の費用はかかるが、費用が回収できるのであれば切り替えていくという、企業の経営努力の一つの取組である。企業が経費節減に取り組むのは当然のことであり、そのこと自体は何も責められるものではないと思う。水道事業者からすれば大きな減収となるのは事実だが、立場を変えればそういうことも言えるのではないかという気がしている。

この問題にどう対処するかは難しいところであるが、これまでの議論において方向性が示されたように、料金全体に占める基本料金の割合を大きくしたり、逡増度を緩めたりという料金体系・料金制度の見直しの中で、こういった問題も織り込んだ形で、対応できたらよいのではないかと思う。少なくともペナルティ的要素の位置付けは好ましくないと思う。

委員長： 委員から、地下水問題についての日本水道協会の基本的な考えや近年の関連ト

ピックスについて情報提供をいただいた。とりわけ、減収の問題だけではなく、停滞水や、急激な水道水の使用が施設設備に与える影響など、テクニカルな面についての御指摘もあった。日本水道協会で毎年議論されている中で、何か対応策などがあれば紹介してほしい。

委員： 日本水道協会、全国の水道事業者が地下水についてどう考えているかという点、地下水は「公共財」ということである。今の法律では、鉱物以外は土地の所有者の所有物ということになる。それを踏まえ、法律の改正も含めて地下水は「公共財」とであると明確に位置付けることを国に要望すると同時に、逓増制の問題にも対応していく必要があると考えている。

また、最近、外国資本、特に中国資本による地下水を目的とした国内の土地買い占めが報じられている。その実態はまだ正確に把握できていないが、北海道や長野県では協議会が設置されるほどの問題となっており、国内の水道事業者の水源地が脅かされる懸念もあり、これについても国に要望を行っている。

委員長： 個別の自治体では対応に限界があり、国レベルでの制度対応が必要だという趣旨での、委員からの重要な御指摘だったと思う。

また、先ほど、委員からは、地下水利用専用水道設置者の立場も踏まえた御意見、御提案があった。何らかの対応が必要だが、事業者の経営努力の方策に対して取締的な対応は望ましくない、料金制度・料金体系の中で処理していくべきとの御意見であったと思う。

委員： 地下水利用専用水道については、今回の審議の中で特に重要だと認識している。先ほど御意見のあった、日本水道協会の考え方、企業側の考え方は、神戸市でも議論があった。中長期的に国への要望など、対応していくことも重要であるが、当面の問題として、資料3のスライド4にあるとおり、毎年、地下水利用専用水道の利用者が増加していることが挙げられる。金額換算では毎年約9億円の減収となっており、こういった状況を京都市がこのまま放置していると、経営が立ち行かなくなるほど、その影響は大きいと懸念している。委員からの御意見のとおり、事業者側が現行制度の中で経営努力を行い、コストを下げていくという事実の一方で、水道事業者も同様に経営努力を行わなければならない。その前提の下で、基本料金と従量料金のうち、基本料金で固定費を全て賄うような変更は、利用者の支払う金額が大きく変わってしまい、現実的に不可能だと思う。

基本料金と従量料金を大きく変えない範囲で、地下水利用専用水道設置者にも納得のいく体系を作らなければならない。その方法の一つは、逓増制ではなく使うほど安くする、一定量を超えた場合に大幅なディスカウントを行う、例えば岡山市のようにインセンティブを与えて水道の利用量を増やすような手法で、水道を利用する側がメリットを感じるようにすることである。

もう一つは、神戸市のように、水道を使わない時でも一定額を負担してもらうような負担金制度の導入である。水道を使わないと言っても、その施設の維持管理費用は、市民や地下水利用専用水道を設置していない事業者が負担しており、全く使わないのであれば、スライド4にある289万m³の水量に対する施設が不

要となるが、万が一のため確保しておきたいということなので、その分の費用は地下水利用専用水道の設置者に負担してもらうのが現実的な策ではある。ただし、その設置者は経営努力のために投資を行っており、いきなり負担を求めることは難しいと思うので、投資の回収期間や、これから地下水利用専用水道の設置を検討している事業者のことなども考慮して、例えば5年などの経過措置期間を設けて実施することが一つの方法だと思う。

委員長： 委員から地下水問題の再整理をいただくとともに、かなり具体的な御提案を頂戴した。

委員： 地下水利用専用水道の利用者が本来負担すべき上水道施設の初期投資費用や維持管理費用が、他の一般市民や一般の事業者の負担となってしまうている。地下水利用専用水道の利用者に対しては、これらの費用のうち水道料金で回収できない部分について一定の基準を設けて、従来の基本料金とは切り分けて、個別に契約していく必要があると思う。ただし、これまで地下水利用専用水道を利用してきた事業者と、これから導入しようとしている事業者など、利用年数の異なる者に同一の負担を求めることは理解を得られにくいと思われるため、配慮していく必要がある。

委員： 現状、地下水利用専用水道の利用者が本来負担すべき固定費の一部が負担されておらず不公平感があり、負担金を課してはどうかという流れは十分理解できる。しかし、それを事業者にどのように説明し理解を求めていくか、難しい課題と感じる。

委員： 回収できない固定費を何らかの形で埋めていく必要があるということであるが、従来から地下水利用専用水道を利用してきた事業者と、これから導入しようとしている事業者とで、差を設けず同様に負担を求めることは、理解が得られないように思う。

委員： 既に指摘があったとおり、地下水利用専用水道の利用者に負担を求める場合、その利用状況に応じてどのように負担を求めていくかが課題であると感じた。

京都市： 京都のまちには良質な地下水が豊富にあり、京都の企業は経営努力でその地下水をたくさん使うことができる。しかし、京都の水道事業を支えていくためにも、このまちで事業をされている方々には、「京都のまちで事業をしている方々の協力により、京都市民のライフラインを支えていく」という共通意識を持ってもらうことが重要だと考えている。先ほど委員から提案のあったような方策の前の段階で、我々がもっと努力して、そういった共通意識を持ってもらうよう企業側にも協力を求めていき、その中で、次に何をしていくかという議論ができればよいと思う。そういう心構えで、進めていきたい。

委員： 先ほど委員から「地下水は公共財」という趣旨で国への要望を行っているという説明があった。京都は歴史的にも、豆腐や伏見の酒など、良質な地下水を活用して産業が成り立ってきた経緯がある。また、明治時代にいち早く琵琶湖疏水を構築し、水不足に困ることがなかった。一方で、隣接する乙訓地域では地下水を汲み上げ過ぎて地盤沈下が問題になるなど、地域で事情が異なり、全国一

律に論じることは難しいのではないかと感じている。

そういった意味において、全国の自治体で、条例という形で地下水を「公共財」と位置付けた事例はないか。また、京都では検討されたことがあるか。

京 都 市： 他都市において条例で地下水を「公共財」と定めた事例は聞いたことがなく、また、京都市でそのような検討を行ったという経過はない。法律を超えて条例で規制することはできないのではないか。神戸市での議論においては、地下水は「公共財」というところまで議論が及んだのか。

委 員： 現状では地下水は誰でも採れる状態であり、神戸市ではそういった状況を踏まえた議論を行った。普段は水道を全く使用せず、万が一の時だけ使用するのでは、料金負担に不公平が生じるということが議論のスタートになった。ペナルティ的な料金体系ではなく、施設の維持管理に必要な費用のうち相応の部分を負担してもらおうという議論の中で、経過措置期間を設けたうえで、新規設置者で大口径の利用者に限定して適用することとなった。従来の地下水利用者を水道にシフトさせるというよりは、今後、地下水利用に移行の可能性がある層に対処する意味合いが大きく、市民、事業者への説明を経て、市議会で承認されたと聞いている。

委 員： 先ほどの委員の御質問について、「地下水は公共財」ということは国内の法律では明記されておらず、また、条例で定めている自治体もないと思われる。

このような中、「水循環基本法」というものが議員立法として提出される予定で、そこでも、「地下水は公共財」ということを打ち出していると聞いている。

委 員： 大口利用者ということで、大きな工場やホテル、病院などを想定しているが、同じ業態でも規模の大小があるため、どこで線引きするのかということも検討していく必要がある。また、小口であっても下水道使用料は徴収していくという視点も必要だと思う。

委 員： 必ず条例で整備する必要はないと思うが、「地下水は大切であり、大事に使っていく」という認識が、水道利用の促進にもつながっていくと思う。京都では井戸をお持ちの御家庭に災害時の登録をする制度があったと思うが、直ちに「公共財」とまではいなくても、こういった取組も重要だと考える。

委 員 長： 他の項目の審議もあるので、ここまでの議論をいったん整理してみたい。

ポイントとして、事務局が説明したとおりの状況が今日あり、これを放置すると、京都市の水道事業経営が立ち行かなくなるという問題がある。したがって、何らかの対応を講じる必要があるという点では、概ね各委員の意見が集約されると思う。対応に当たって考慮すべき点としては、現行の料金体系・料金制度に大きな変更をもたらすような制度整備、制度改革は、多くの利用者から理解が得られず、現実的ではないということである。さらに、新たな負担を求める場合においても、利用者の理解が得られるものでなければならない。社会制度や仕組みを考える場合、規制として上から力尽くで抑え込む方法では、アンダーグラウンドに色々な問題が隠れてしまい、成功しない。各経済主体のインセンティブに依拠し、創意工夫を伸ばしつつ、あるべき方向に経済主体の行動を誘導していくことが上手な制度設計であり、今回の見直しにおいてもそうした方向を目指すべきである。

こういった観点から具体的な提案がいくつかあった。まず、回収できていない年間約9億円の固定費に関して、基本料金や基本水量を調整するなど、基本料金的な部分で回収していくということである。神戸市の負担金制度も、ある意味では、そういった対策のバリエーションの一つと考えられる。

2つ目は、従量料金的な部分で、何か対策が考えられないかということで、委員からは、逡減制の提案があった。つまり、一定量を超えると、単価が安くなることで、地下水から水道水に切り替えた方がよいという経済計算が働く可能性がある。これは、北九州市の個別需給給水契約のような制度になっていくのかもしれない。

委員： クレジット払の導入であるが、資料3のスライド17のメリット・デメリットの表とスライド18のコストを見て、思いのほか、京都市の負担が大きいと感じた。平等化を図るために、口座振替割引制度を仮に1箇月50円で実施した場合に、スライド18では約2億2,000万円の収入減になるという試算結果が出ており、正直なところ驚いている。

スライド17で、京都市のメリットとして「未納の減少」とあるが、移行者の大半が銀行口座振替の利用者とするともメリットは余りないと思われ、さらに、スライド12の市民意見募集の結果では、「今のままでよい」という意見が多かった。確かに利用者サービスになることには違いないが、求めている人が少ないので、これだけの負担をする割には効果が大きくないと考えられ、個人的には現時点での導入はどうかという感想を持った。

委員： 京都市の負担がどうかということを別にして、利用者の立場で申し上げれば、電気代、ガス代、携帯電話代などがクレジットで払える状況の中で、なぜ、水道料金だけはクレジット払できないのかと思っている方も多いのではないかと。また、制度がないので、クレジット払を意識していない人や、市民意見募集でも、特に声に出していない人、このような人が少なくないのではないかとと思う。

私自身、公共料金は一部クレジット払にしているので、なぜ水道料金だけという思いはあった。手数料がかかるということであるが、例えば、電気料金もクレジット払ができるが、口座振替だったら割引されるという制度があるので、口座振替を選んでいく。つまり、色々な料金をクレジットで払っている方は多いと考えられるので、支払方法については幅広く選択肢を提供することが重要ではないかと思う。ただし、例えばクレジット払にしたら手数料代が若干かかるという形で提供し、手数料がかかることも踏まえて、どちらがよいかというのは、利用者がメリット・デメリットで考えたらよいと思う。

委員： クレジット会社が自社の顧客を獲得するために営業努力を強めていくと、資料3のスライド18で試算している移行率より増える懸念がある。そうなれば、クレジット払を導入したときに、そこで試算されている減収額のほか、その他の経費も増加する可能性がある。

こういうことを考えれば、これまでどおり銀行口座振替に切り替えていただくような方向にもっていかれた方がよいのではないかなと感じた。

委員： 私自身が一番安心できるので銀行口座振替を利用しているが、娘などがクレジット払を利用しているのを見ると、若い人は安心感よりもメリットを求めているのかなという気もする。

選択するのは個人の自由であり、銀行口座振替に切り替えてほしいということ強制はできないと思うが、京都市のデメリットが大きいのであれば、仮にクレジット払の制度が導入された場合でも、個人的にはできるだけ協力して銀行口座振替を継続しようかなと思う。

委員： クレジット払にはポイントが付くので、利用者の立場から見れば、低金利の中、確かにメリットは大きいと思う。しかし、例えば病院などは競争があるので、クレジット払をどんどん導入してきているが、水道事業の場合は地域独占であり、そこまでなくても利用者が減るということはない。当初は、クレジット払を導入すると未納が減少して回収コストがもっと下がり、資金繰りが改善すると思っていた。機会を広げるのはよいのだが、メリットが余り見込めない場合に、積極的に増やすのは少しどうかという思いがした。

委員長： 病院では治療費を払わない患者も見られ、大きなところでは億単位で未納が発生しているとも聞いている。

委員： クレジット払を認めると、先ほどからの議論にあるとおり、ポイントを重視して考えるのが普通だと思うので、上下水道局の負担を考えると、やはりクレジットはなるべく避けた方がよいのではないかなと思う。

委員： 電気やガスの料金ではクレジット払が導入されているという議論が起こるのであれば、例えば銀行口座振替で50円を割り引くということをせずに、逆にクレジット払を利用する場合は、手数料を考慮して少し高くなるということならよいかなと思う。

委員： 確かに口座振替割引自体にこんなにお金がかかるとは思っていなかった。銀行口座振替の割引をするのではなく、クレジット払の場合に若干の手数料を負担していただくという形でも選択肢を提示していくことは必要だと思う。そのあとは、もう利用者それぞれの事情や考えによって選んでいったらよいと思う。銀行口座振替の方がお得感があるのであれば継続される方もいるだろうし、うちはクレジットで家計の管理をしていきたいという御家庭は、クレジット払に移行するだろうが、実際にはクレジット払にする人はそんなに増えないかもしれない。

委員： 事業者にとってみれば、未納をいかに減少させるかということは極めて重要な課題であると思っている。水道料金の回収に要する経費は、数字的には分からないが、多分大変ご苦労をされている中で未納を減少させる方向に働くのであれば、ぜひ行ったらどうかと思う。また、利用者からすれば、多様な選択肢があり、どれを使うかは実際に利用する側で選べる方がよいのではないかなと思う。

以上の理由で、基本的にはクレジット払を導入してみてもどうかという気がある。

委員長： 本日の議論もそういう傾向だったかと思うが、資料3のスライド14にもあるように、世代間で随分クレジット払に対する見解が異なるようである。そういつ

た中で意見をまとめれば、メニューは多い方がよいが、そのメニューにコストがかかるのであれば、そのコストは、料金あるいはプラスアルファのところなど、何らかの形で不公平が生じないよう適正に負担される仕組みを作っておく必要がある、ということだったかと思う。

銀行口座振替について５０円割引くというのは、あくまでもクレジット払を導入した時のセットの対策だと思う。クレジット払を導入すると、それを利用される方にはメリットがあるが、既存の銀行口座振替をされる方には全く良いことがないということになる。クレジット払の導入と併せて、口座振替から変更しない方への配慮として、例えば５０円割引を導入することが必要になるという御議論だったと思う。

事務局としては、クレジット払を導入する場合に、不公平になるという判断から、５０円ぐらいの口座振替割引を検討しているということによいか。

事務局： クレジット払を導入する場合には、併せて口座振替割引を実施することが考えられるという一例として示している。

委員： 加入金についてであるが、これは水道法第１４条第１項で徴収が認められており、平成２２年度末のデータでは、全国の８０パーセントを超える水道事業体が加入金制度を設けている。水道事業経営の安定化に寄与するものであり、京都市においても、制度を継続することが適当ではないかと考える。

委員： 廃止する必要はないが、加入金は、今後減少していくと思われるので、経営の安定化を考えた場合に若干の懸念はある。加入金の徴収額を増やすのか、資産維持費の部分で対処するのかなど、検討の必要はある。

委員： 新築需要が旺盛な都市では加入金の増加が見込めるが、都市が成熟してくると、既存の資産を維持していく方向に移行する。そういった意味で資産維持費との兼ね合いになると思うが、洛西の漏水事故、配水管更新の必要性なども併せて考えれば、加入金制度は継続した方がよいと考える。

委員長： 今、委員お二人から指摘のあったとおり、加入金は資産維持費と同じ性格のものである。資産維持費と併せて議論するべきものとする。

委員： 加入金、資産維持費ともに必要だと考える。

委員長： 日本水道協会の方で、資産維持費について何かガイドラインのようなものがあれば、御紹介願いたい。

委員： 施設の更新に係る財源としては、減価償却費と資産維持費があり、これを水道料金で回収することとなる。減価償却費には、投資の元本を使用期間にわたって費用化するという機能があり、例えば１００万円の自動車を５年間使用したとすれば、毎年２０万円の費用ということになる。つまり、施設の名目上の元本を回収するということを意味している。しかし、１００万円の自動車を５年後に同額で購入しようとしても、実際には購入できないということが起こってくる。その理由には、物価の上昇や、水道事業に当てはめた場合には工事の施工環境などが挙げられる。例えば、前回施工時には近隣が更地で施工が容易であったものが、今回施工時には多くの建物が建っているといった、周りの状況変化のことである。

さらに、耐震化に対応したものに作り変えるといった施設機能のレベルアップということも要因に挙げられる。これらに対応するための費用が資産維持費と呼ばれるものである。

それぞれの事業体の実態に当てはめていくと違いがあると思われるが、日本水道協会では水道料金算定要領の中で、資産維持率について、最近の情勢や様々なシミュレーションの結果、償却資産の3パーセントを標準の資産維持率として示している。

委員長： 資産維持と言うが、別の言い方をすると、経営維持という性質を持つ。電力やガスでは公正報酬と言っている。事業に使う100万円の資本が5年後、10年後に同じ100万円のままでは、資本の実質額が目減りしていることになる。したがって、経営が維持できない。必要最低限の利率で金額を維持することで、資本の実質額が維持され、経営が維持されることになる。

委員： 今後、耐震化が必要であったり、既存の建物を使用しながら工事をしていくといったことが出てくるので、資産維持費は可能であれば算入した方がよい。しかし、資産維持率を何パーセントにするかということについては、最善の経営努力を行ったうえで決めていく必要がある。京都市の場合、現状、資産維持費を算入していないので、機械的にやってしまうと、新たな追加の費用が発生することになり、市民の理解が得られにくいと思われる。これが適切な資産維持率だということを市民に示して理解を得るためには、数値の精査が必要である。

委員： 参考までに紹介すると、全国的には、中小規模の水道事業体で資産維持費を原価に算入しているところが多い。逆に、大規模の水道事業体では、資産維持費を算入していないところが多いというのが一般的な傾向であったが、最近では、算入が必要と考える事業体が増えてきており、さいたま市、新潟市、浜松市、広島市の4都市が算入を視野に検討を始めたと聞いている。

委員長： 加入金と資産維持費についてまとめると、加入金については、利用者間の負担の公平性を図る観点から、一定の役割を果たしており、特に見直しは不要ということで意見の一致を見た。

資産維持費については、教科書的に理論上必要とされているものの、各水道事業体の実情によって、算入している事業体としていない事業体があり、京都市はこれまでは算入してこなかった。しかしながら、今後、水道事業について、長期にわたって安全、安心、安定を確保しながら事業運営を図っていくという観点からすると、算入していく方向で検討する必要がある。ただし、資産維持率については、京都市の実情を十分に勘案して、市民の理解が十分得られる水準にしていける必要がある、ということであったかと思う。

以上で、本日の審議項目である4項目についても、大まかな方向性が見えてきたと思う。

最後に本日の議論を簡単に整理すると、地下水利用専用水道については、現状、大きな問題が発生しているので、何らかの対応が必要である。しかし、料金体系・料金制度の大きな変更や利用者の理解が得られない変更は避けるべきである。こ

ういったことを考慮すると、基本料金を少し厚くしたり、基本水量を付与する形で、回収できていない固定費部分の一部を回収していくというようなことが考えられる。また、従量料金的なところで何か対応するとすれば、使用量の大きくなるところで逓減制を導入し、大口利用者の水道利用を誘導していくことが考えられる。いずれもメリット、デメリットがあるため、その効果を十分に検討したうえで導入を検討していくことが適当、という議論であった。

クレジット払については、意見が分かれたが、大きくまとめれば、利用者が選ぶものであり、その観点からはメニューが多い方がよいが、そのメニューにコストがかかるのであれば、そのコストは、何らかの形で不公平が生じないよう適正に負担される仕組みを作る必要がある、という議論であった。

加入金については、利用者間の負担の公平性を図る観点から、一定の役割を果たしており、見直しは不要だが、今後の増加が見込めないことから、資産維持費の導入を考える時期にきている、という議論であった。

資産維持費については、日本水道協会の標準的な資産維持率が3パーセントということになっているが、算入する場合は、京都市の実情を十分に勘案して、市民の理解が十分得られる水準にしていく必要がある、という議論であった。

以上で、本日の4項目の審議をいただいた。部分的に前回の4項目も振り返りながら、バランスよく議論ができたと思う。これで当委員会が審議の対象としていた8項目全ての検討が一通り終わったことになる。

3 次回の予定

委員長： 次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次回については、11月頃を予定している。改めて日程を調整させていただくので、よろしくお願いします。

委員長： 次回の第7回委員会は最終回の予定である。本日までに頂いた御意見を整理して、次回の委員会までに、私の方で副委員長とも相談しながら、また、委員の皆様にも個別に御意見を伺いながら、上下水道局に提出する「意見書」の原案的なものを作成していきたい。

次回の委員会では、それを基に審議し、委員会としての意見を取りまとめた「意見書」の調製を進めていきたいと考えている。

4 閉 会